

午前十一時九分 休憩

午前十一時十分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

引き続き答弁を願います。

○市長(田村匡雄君) 二十五日の日は基地対策特別委員会がございまして、六本木の防衛庁へお供をしたので二十六日ということに決定させていただいたわけでございます。そのときに生駒部長と司令官と話し合いましたわけでございますけれども、その前の二十一日の日には、全国基地協議会の役員会がございまして、私もそこへ出させていたところで、核の問題、いろいろございまして、そのときに防衛施設庁の長官渡辺長官でございすけれども、こちらに基地の要するに管理官はどれがなっているのかと、いろいろなことで、もちろん核の問題は聞いた人でございけれども、全然施設庁の方ではわかりませんということにございすので、それならば基地の中の管理とか、そういうものはどのようになっているんだというこ

とでございしたら、やはりさうき申し上げたとおり日米安全保障条約によつて、それは米軍のところは米軍が管理してあるんだということにございしました。その後二十七日の日でございすけれども、防衛庁の事務次官でございす原事務次官でございす。さううあたりハワイに行っている方でございすけれども、原事務次官とお会いいたしまして、例の核の問題等をいただきましたわけでございすけれども、それは先ほど言ったとおり、あるともないとも言えないんだと、非核三原則は守っていくからということに話したわけでございす。その前に二時から二時半ぐらいの、二十七日の日でございすけれども、防衛庁の長官——大村長官ともお会いいたしまして市長会の基地協議会というのがございす。その役員の方と一緒に行きまして、強く先ほど横須賀の市長えが申し上げたと一緒にございまして、私も大村長官にお会いいたしましていろいろとこのことをいただきましたわけでございす。そこでは各人がいろいろな話をいたしましたんですけれども、大村防衛庁長官は、非核三原則は守るんだと、そのように皆さんに伝えてほしいということ、それだけでありました。この日は何か衆議院が参議院の議会の合間にちよとお会いしていただいた

ので二十分ぐらいでございました。そのようなことでございまして、六月八日の日でござい
ますけれども、三日ほど前には外務省へ行きまして、いろいろのようになつてい
るんだというふうなことでお話ししたんですけれども、そのときには岩国の市長さん
も御一組でございまして、外務省へ行きまして四時四十分ごろでございまして、それ
も、松田参事官という方とお会いいたしました。北米局の局長さん、たまたま
次の日に、というのは九日の日にございまして申し上げた原事務次官と一組にハワイへ
行く人ではないかと思うんですけれども、アメリカの方へ立つんで行き、会えなくて参
事官とお会いしてやはりそういうことを言つております。

以上が核の問題についてでございまして、大変に私も正直なところ要
領を得なくて申しわけないでございまして、現在のところどこで聞いても
どこで尋ねてもその範囲だけでしか答えが来っておりませんので、どうしてもこれは
いろいろと国対国の問題になつておりますので、そのようなことというふうに解釈
してゐるわけでございます。

それから飛行機の騒音の関係、それから機種云々ということでもござい
ますけれども、この関係につきましては従来から福生は爆音の関係も騒音の関係

こういったもので記録をとつてございまして、いまのところそのような機種などのよ
うなるかということについてのデータはとれないようになつております。とれないとい
うよりも、とるような気持ちにも現在のところございせん。

それから米軍の犯罪でございまして、これは先ほど申し上げたように、
私ももある程度知らなければならぬかもしれませんが、敬言寮の関
係でございまして、私も早速敬言寮留置長にお会いいたしました、こういうことを
厳しく取り締まっていたらどうかにも申し上げたいと思つて、先ほど事例を出
してお話があったこと等についても今度だとしてみたいというふうに思つております。

それから保育園の関係でございまして、これは現在のところ、当市に
対しては東京部等から別にどうすると、招きをするというふうな話しも
全然来ておりません。ただ、東京部の市長さんの方、先ほど申し上げました
厚生部でそういうふうな関係のものをメニューとして取り扱つてゐるというふ
うに私は理解してございまして、今後、この保育園の招き等の問題が正式に来た
場合にはつきりしたいというふうに思つてゐるわけでございます。

どうぞよろしく願ひいたします。

○市民部長(井上久男君) それでは米兵の犯罪の件数でございますけれども、昭和四十五年度中に起きました犯罪件数につきましては十三件、十六名、そのうち軍人——これは軍属を含めましての数が十五名で、支族が一名と、内容につきましては強盗、あるいは強姦未遂、それから主な傷害事件等でございます。もういふようなものがございます。最近の昭和五十五年度中に起きました実態はどうかということになりますと、凶悪犯罪的なものは減りました、非侵入盗、あるいは強盗、あるいは非傷程度ということ、件数に十件、それから人員にしまして十名で、もううち軍人、軍属を含めまして五名、支族は五名というふうなことで、非侵入盗というものは建物の中へ入らずに外回り、あるいは何かを盗むというふうなもの、それからシンナーの乱用、それから盗み等の犯罪であります。これはあくまでもやはり解決した件数でございます。天解決については外人であるか日本人であるかというふうな判断がつかぬものについては、これのところが件数に入っておりません。さらに五十六年一月から五月までの件数ですけれども、これは二件、二名で軍人が二名、そのうち傷害一件と毒性法違反というふうなシンナーの乱用が一件程度でございます。

それで、この数字は要旨の所管で要旨の方からこういう犯罪等が発生した場合には、基地司令官に対して、あるいは憲兵隊長に対して最重の通告を行っております。もうございす。

○総務部長(浅見裕康君) それでは先ほどの御質問にお答えいたします。

私の申し上げました、いわゆる全員協議会の全員の御賛同というふうには申し上げていなかったわけでございますけれども、一応御説明申し上げまして御了承いただいたんだというふうな判断が出来る決着をいただいたわけでございます。

それで、それに基づきまして当初予算に先ほど申し上げましたように予算措置したわけでございます。遠藤議員さんの御質問は、こういう議会の本会議の席でそういう同じような内容であるものは説明が必要であらうというふうな趣旨だと思いましたが、御案内のとおり全国市長会から依頼されたというより全国市長会の中でそういう発議がなされて、それに基づきまして各関係市にそういういわゆる日本民族共通の願望である北方領土の返還についての希望というのを、強く市民ともどもこれに取り組んでいくというふうなことののための一つの指針として、地方公共団体としてもそういう意思表示を返還の形で

すべきだろうというふうなことから懸念重幕の揭示というふうなことに相なつてお
ります。

それによつて現在実施しているわけでございますけれども、先ほど申し上げましたよ
うに、こういった特別な事業等につきましては、あらかじめ全員協議会にお話を
して、ある程度の御説明を申し上げたというふうなことが従来から行われてお
りました手法でございます。

それで御案内だと思ひますけれども、地方自治法の第九十六条で具体的に議
決事業として列挙をされております。こういったものに入らないだいま申しました
ようなことにつきましては、あらかじめこれは市長部局の方のほうでございませう
けれども、議員さん各位にお話を申し上げておいた方がよろしいだろつというふうな判
断のできるものは、いままでからこういった判断のもとにお話を申し上げてきたわけ
でございます。

それで予算の執行につきましては、当然議決をいたしておりますので、その
範囲で執行していくということが私どもの事務局サイドの基本的な考え方だ
でございます。特別に用途を変更するとかというふうなことは、これは法律的にも

禁止されておりますし、当然のこととして、計上された予算は執行されていると
いうようなケースが通常でございます。

それでもう一点の、どの予算に入っているのかという御指摘でございます。そ
れで予算には一般管理費の中に需用費がございます。この中に包含して計
上していただいております。予算委員会では御案内のとおり非常に分厚い
ものでございますし、ある程度必要であらうという判断のもとに御説明申し上げ
てまして、具体的にどちらいふ内容と申しますが、それぞれ逐一細かい御説明は確
かに申し上げておりません。したがって、たまたまこの懸念重幕の予算につきまして
は、御質問等もなかったようでございますが、その議決されたというふうな経
緯でございます。したがって、この総務費の一般管理費の需用費に計上して
いただいているということで御了解を賜りたいと思ひます。

○十番(遠藤洋一君) いろいろお答えいただいたんですが、つまり市長さんは、山形市の
市長さんなんかも一緒に行つたとおっしゃいましたが、大体おっしゃられたことは細かい
経過、たとえば原長事務官に会つたり、大村さんに会つたり、いろいろ方々に会つ
たがどうも全体の要領を得ないと、つまりも言つたとおぼつとあれなんです。

評価なく、評価なしで、評価なしというよりも相変わらず福生市長はどうか思っているんだという見解はないですね。率直にそれでは不安で困っているんだということも市民に明らかにする。政府はもうけしからんと、何とかわれわれの不安を解明してくれというふうな形でもうと強い態度、見解みたいなことを、それをさっさと聞いたんです。どういうふうに評価、見解をやっているのかというところを聞いたんですが、結論からいえば防衛庁長官に会いました結果、いろいろ方に会われたようですけれども、たとえば安保条約で基地は米軍が管理するんだ、それで、わからなければ基地の管理に関しては防衛施設庁、運用に関しては外務省目づといいうふうに——結局は防衛庁が管理することになっているといふことがあろうかと思つたんですが、渡部さんという人が基地は米軍の管理でやういふんだと、聞き間違えたのかもしれませんけれども、おかしいなと思ひ発言がその中にあるんですが、やはり全体としての市民の聞きたいのは、今度のことで、要するにみんな一様に核があるという困つたうあつたは不当だたのかというところで、市長さんはそれに對して核は困るんだ、ここにあってもらつては困るから、あるんだったら出してくれ、そのための前提で究明に行つてくだろつたというところでは、望みがないですね。その辺のことを聞けば、と

にかくわかんから聞きに行つて、結論からいえば要領を得ないという結論では納得しないと思ふんです。ここにところをもう一回聞いておきたい人ですけれども、つまり、いま市長さんの意思、核は困る、それから核はどんな形でも困るんだというところ、ここに持ち込まれては困るんだというふうなことを前提で、強い態度で行くのかどうなのかということに関しては、もう一回だけでも御答弁で確認させていたただきたいと思ひます。

要するに、いまたとえば市民が、市の代表として市長さんにぜひ聞いて問いただしてほしいという、そういうことだから、ぼくらはいま市民に署名をお願ひをして立入調査をやつてもらいたいというところで署名を集めているんですけれども、その先頭にやはり市長が立つてくれなければ、何となく聞いて回つて全部——大体答弁の内容からいえば、いままで言ったようなものとはほぼ等しいわけですね。最初市長さんがおっしゃったように、国民で言うような答へのとおりです。全くそのとおりだと思います。でも、それはもう国民のかんりの部分は非核三原則は破られているんじゃないか、中には二・五原則でいいんだと言っているような政党もあらわれている。そういうことからいえば、少し明つたらやうわけですね。たとえば、それはいかにも関係ない

人も多々いけれども、ぼくらがへてすぐそばに、何百メートル先にそういうものがあるかもしれないと思つてゐる人もあるわけでしょう。いろいろな調査なんかも去年のサイタンという核弾頭を積みながらどかんとロケットが壊れたときに半径十六キロぐらいまで避難した。こういうことが現実には起つてゐるわけですよ。それから一九七八年、ぼくらの調査でも、ほかの団体の調査でもやうだけれども、ランス・ミサイルというミサイルがここを通つていつて目撃されてゐるわけですよ。核もつけることができるといふやつ。そういうようなことからいへば、核は持ち込まれちゃ困るんだということをはつきり言った上でいろいろな人に来てもらうようなことがないと、結局市長さんへ行つたけれども何かわからなくなつたやつたというふうなことで、今度の場合はやはり市民は納得しないと思ひます。

たとえば、ここに写真を持ってきてけれども、そういうようなブローケン・アローをやつてゐるんですよ。七八年なんです、これは。こういうふうに入が隠れて、ここにあるのが核の相定なんです。これは七八年の三月十九日なんですけれども、こゝやつて防災服を着て隠れて事故の演習をやつてゐるんです。これはいろいろな政党の調査でもやつてゐるし、八〇年には、ぼくらではなけれども、やはり平和委員

会という方で何枚の写真も撮つてゐるわけですよ。このようなことが実際に行われていて、それで聞きに行くところだと、どうも要領を得ないというところじゃなくて、今後、こういうようなことについて核は持ち込まれちゃ困る、出してくれというふうな態度で、市長さんが関係官庁に会うだろうと思ひます。あるいはみずからの所信をこまごまな形で発表する。声明を出すとか、あるいはよく市長段階であるでしょう、それらのことを正式に発表するとか、そういう言葉が欲しいと思ひます。それからこの質問についてもう一回聞きたいと思ひます。

それから二番目の、とても残念なんですけれども、機種についての調査をやることはできない。気持ちもなほという御答弁でした。いま具体的に問題になつてゐるのは何かといへば、いまここが問題になつてゐるのは日米環境省の被害にさらされてゐる人たちが、市内の上空の危険性から核が持ち込まれるかどうかというところも含めて、やはり一番地元の市の執行部がそういうことを知らないといふ、いつまでたつても、いやーという形に、さう言ふように要領が得ないというところになつてやうと思ひます。そういうところからいへば、たとえば核事故の問題からいへば、小さな問題じゃなくて町の三分の一を占めてゐる市の問題じゃない、半径は十六

キロというところ辺全部です。親戚のいる所でもどこでも全部トカんとやられてしまう。もういような広い範囲の問題にいまなっている。そのところを解決したり、そのところを市民の側の立場からいえば、気持がよい人じゃなく、もう少し前進的な返事がいただける人じゃなくかと思ふ。あれだけいいんだというところじゃなく、移動式の測定機なども買ったでしょう。それでいろいろな形で使おうと思ふ人ですけれども、市内の上を飛ぶるやつは事によたらなへて思ふとやはり気分が悪いです。校事故だから、その上で事故が起ころうが、あそこで事故が起ころうが、半径十六キロ以内でも同じだといふ気もしますけれども、市民の感情からいえばそんなものじゃなくすね。基地の近くは向となくいやだと思ふものです。ただ、ここになけりや、とにかく衛生になけりやいいと、小石国に行くと、もういここじゃなくす。どこにあつても困る。この市民だつて困るわけですよ。アメリカ軍のいる所、どこだつてもういここ持ちはみんな持つているわけです。ああいうものはどこにあつてもまずいんです。もういような立場から、いまの機種に関して気持もよいといふふうにおしやつたけれども、このところの気持をどうと翻していただきたいし、そのところのつもりは、あるはこれから、さうさ

一言言ふこととも関係がありますね。疑惑のことに関して……横田基地の核の問題になつていくと、そんなふうな飛行機なわけですよ。横須賀だったら船なんです。そのところの音ばかりじゃなく、とんでもないものを積みこむかもしれない。もういような物騒なものに関して、そこにある必要がないといふことか。あるいは、機種も入るめ、われわれは基地のことをどれだけよく知るか、あそこは別に違ふところでもなければ、確かに安保条約で米軍が管理している所かもしれないけれども、しかし、われわれの身近にある地域なわけです。そのところに関して、教然たる態度をとつてほしいと思ふんです。空がどれものかといふ論議は必ずあるわけですし、市民のたふ上を毎日低く飛ぶのを見ていてくたない、だれだつてやんたらやいます。そのところをもう一回機種などについてやることはできないか。しない、気持がよいといふところだけならと微妙だったんだけれども、もう一回そんなことができないか。つまり今後の方針として詳しく実態調査をしていこうかといふかといふ気持がなければいけませんけれども、そんな気持もよい、機種など調べる気はない、そのままでいいと、このままいいんだつたら結局のところ、何かうやむやとつて要領を得ないといふことになつて

うわけです。もっと自治体としての態度のこころを知りたいと思います。

それから、次のところからいえば、保育の問題ですけれども、正式にはつきりしたことがまだないという感じがわけ、行政の市長会の中でいろいろなニューとしてある。それで正式にはこれでもって決まら返事をこするんだというよりかは感じばしたけれども、決まら返事をこするときには、内容はよくらべ聞いていられるという移管には反対であるというよりは態度であらうと思ふんです。それで、どれぐらひの日に正式に来るかどうかというところはわからなけれども、少なくとも保育園の問題なんかでは移管を促進しているような形があるわけです。そのときに、市の態度としては中々まで待とうじゃなくて、やはり全体に答申案が出てきて、部の方針が出てきて、答申案の幾つの中とは市が納得すること納得しないこと、市民の納得すること納得しないこととあるわけだけれども、保育の問題に關して納得しないことが多いわけだから、そのところは、あるいは市も納得しない、そのところは決まらずで待つてはなくて、もっとはつきりした見解を、いまさっきのお話だと厚生部から正式に決まら段階ではつきりしたいということ、いままで出していた表現は非公式であるということになる。決まらに對して正式に返事

をこするんだ——いままでのつまり見解——だからさっき言ったとおり具体的に部の移管に關しては反対であるというよりかは形での意思表示、もう少し形を出してほしいなと思ふわけです。さっきの答申を聞いていますと出てないという。聞いていなくて不安な感じがするけれども、ぜひ、それについて積極的な部移管に反対であると、いろいろは立場から予算の問題ばかりじゃなく、産む立場から反対であるというところ、ぜひ総力を挙げて部に對し移管をさせるべきじゃないというところ、向が不安かというところ、正式に決まら正式になった段階ではつきりしたいというふうに言っているから困らうんです。決まら段階で前に、自分たちとしてはこうだということ、さっきよく聞いていたところを聞いても、市長がメンバーじゃないという、福生市が正式に入っていないというところもあって、それでも機関の意見の代表になっているわけですから、このところだけ福生は返事がないというところにならうというところもあり得るわけです。具体的に早い段階から移管に反対であるという形で、市の表明みたいなことをもっと具体的にしてくほしいと思ふんです。

それから北方領土のことについて、確かに部長の言うとおり需用費の中に

入つて、小さな内容でたまたま説明が抜けたんだろう。たまたま抜けたといふ話は前にも聞いたことがあつて、学校に立てる日の丸も、この間にか日の丸旗というのが書いてあつたのがなくなつて消費品費に入つたやつたような気がするんですよけれども、そういうところに入つたのかといふことがあつて、これはやはり議員としてぼくの方がそこを具体的に尋ねなかったのがいけないと思ひますけれども、見解の中に日本民族共通の願望であると言つたのはこれは部長の見解ですか、それとも全国市長会の見解ですか、それだけ伺いたいと思ひます。(笑聲)

○市長(田村匡雄君) お答えいたしますが、答へが同じようになるかと思ひますが、やはり私も市民の皆さんを抱えているわけで、先ほど来申し上げたところある程度の政府の高官、そういうところに行つてどうのと言われますので、私もあらゆる手を尽くしてお会いして、それで答へが出てないわけでございます、やはり、この問題は国政というんですか、衆議院とか、あるいは参議院等がやつておられます、私も聞いてゐる範囲の答へしか出てないよりに感じてゐるわけでございます。

オことに力足りないかもしれないけれども、福生の市長というよりなもので、

やはり衆議院でも参議院でもあの程度のことでございますので、この範囲しか答へえられたいということでございます。

よろしく願ひいたします。(田村さん、見解を下さるよ。見解、市長という立場で……と傍聴人中叫ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 静粛に願ひます。発言は禁止です。

(「答へになつてないじゃないか」「休憩」「休憩」と叫ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午前十一時三十六分 休憩

午前十一時四十四分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き答へを願ひます。

○市長(田村匡雄君) 御答へ申し上げます。

飛行機の機種の問題をどうも御質問ございましたんですけれども、いろいろさう考へてみたんですけれども、いますぐいふこの関係は当市は長いこと騒音の問題の

測定をやらせていただいております。そういった関係からまたそのようにしていただきたいたいというふうに思っております。

それから保育園の関係でございすけれども、これも条件がいろいろ出ないうちに私どもの方で結論を出すわけにいかないし、また、いま部長とも話を聞いてみたところ全然、そういう話が担当の方へ来ておりませうので、ここで早急に答へを出すということも少しむずかしいんじゃないかというふうに思っております。

答弁いたします。

○総務部長（浅見裕康君）

個人的な見解のどちらかという御指摘でございすけれども、全国市長会等から書類が来て事務的のレベルでいろいろ連絡を取っております。そのときにもそういう言葉が入っております、要するにこういった計画を発起したものの審議内容というふうな形だろうと思っております。私がいま使いましたのは、そういうものを含めましてこの問題に対して一つの表現として使ったわけでございまして、確かにいろいろな観点でこれがいわる政治的な問題に発展したり、イデオロギーの交錯、そういうものに對してもやはり発展したり、非常に確かにいま御指摘いただいたように、厳密な意味で民族共通の願望王

かという指摘になりますとこれはまた別問題でございす。ただいま私が発言しましたのは、ひとつの枕詞として発言したというふうな形でひとつ御了解いただきたいと思ひます。

なお、それで御了解いただけないとすれば言い方を改めても結構でございす。
○十番（遠藤洋一君） 最後になります。

最初に、いまの部長さんの方のお答へで、枕詞というふうに言うところであつて、出てくるようですが、ほじくるようなことは言いませんけれども、何というか、市費を出すようなものに関する考え方、あり方についてはやはり慎重な考えみないなものを持っていてほしいという気がするし、北方領土の問題、大変いろいろな論議がありますし、それからいろいろな形であつて、たとえば北方領土そのものの定義に関することがございす見解がありまして、全体からいえばややもすれば対ソ脅威論という形の中に含めることもあつて思ひくはない、好ましくないという意見も多くあるわけですね。そのあたりについては述べただけにしておきますけれども、日本民族、共通の願望王というけれども、実はそれは日本の領土でも何でもなかったというところは留まらずに御存じだと思ひます。ぼくは北海道で生まれましたが（これはおかしいな）